

## 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会開催要綱

### (開催)

第1条 総務省消防庁救急企画室及び厚生労働省医政局指導課（以下「事務局」という。）は、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### (目的)

第2条 検討会は、消防法の一部を改正する法律(平成21年法律第34号)により、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置することとされたことを踏まえ、当該実施基準及び当該協議会に関する基本的事項について検討を行うことを目的とする。

### (検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、総務省消防庁長官及び厚生労働省医政局長が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故等ある場合は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

### (作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

### (構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成22年3月31日までとするが延長を妨げないものとする。

### (庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、事務局が行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

### 附則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

## 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会構成員

(五十音順)

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 阿 真 京 子 | (知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会代表) |
| 荒木田 利 信 | (金沢市消防局次長兼警防課長事務取扱)     |
| 有 賀 徹   | (昭和大学医学部救急医学講座主任教授)     |
| 石 井 正 三 | (日本医師会常任理事)             |
| 岩 田 太   | (上智大学法学部教授)             |
| 遠 藤 敏 晴 | (札幌市消防局警防部長)            |
| 岡 井 崇   | (昭和大学医学部産婦人科学教室主任教授)    |
| 川 部 英 則 | (香川県防災局長)               |
| 黒 瀬 敏 文 | (京都府府民生活部長)             |
| 坂 本 哲 也 | (帝京大学医学部救命救急センター教授)     |
| 笹 井 康 典 | (大阪府健康医療部長)             |
| 島 崎 修 次 | (杏林大学医学部救急医学教授)         |
| 杉 本 壽   | (星ヶ丘厚生年金病院院長)           |
| 田 上 泉   | (さつま町消防本部消防長)           |
| 田 中 里 沙 | (宣伝会議編集室長)              |
| 津 田 勝 康 | (大阪市消防局救急・情報通信担当部長)     |
| 野 口 英 一 | (東京消防庁救急部長)             |
| 前 野 一 雄 | (読売新聞東京本社編集委員)          |
| 宮 坂 勝 之 | (長野県立こども病院院長)           |
| 山 崎 學   | (日本精神科病院協会副会長)          |
| 山 本 修 三 | (日本病院会会長)               |
| 山 本 保 博 | (東京臨海病院院長)              |
| 横 田 順一朗 | (市立堺病院副院長)              |